

【第13回】

2026年3月16日に、当事務所主催 独占禁止法プラクティス・グループ「独禁法セミナー 第13回」を開催いたしました。

テーマ：独占禁止法コンプライアンスのあり方・
中小受託取引適正化法への対応

講師：川島 広己氏

(EY新日本有限責任監査法人Forensics事業部 マネージャー
弁護士・公認不正検査士)

南部 利之

(元公正取引委員会事務総局審査局長、当事務所アドバイザー
独占禁止法プラクティス・グループ・アドバイザー)

向 宣明

(当事務所パートナー弁護士、
独占禁止法プラクティス・グループ・リーダー)

桃尾・松尾・難波法律事務所主催
独占禁止法プラクティス・グループ[独禁法セミナー 第13回]

中小受託取引適正化法への対応

～改正事項の考察と押さえておきたい未然防止・コンプライアンスの観点を中心に～

丸ビルカンファレンス(Room4)
2026年(令和8年)3月16日(月)14:00～

桃尾・松尾・難波法律事務所
アドバイザー 南部 利之



MOMO-O, MATSUO & NAMBA



参照資料とその略称

1. 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(令和8年1月1日施行)
⇒ 「中小受託取引適正化法」又は「取適法」
2. 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」(令和7年10月1日公正取引委員会事務総長通達)
⇒ 「運用基準」
3. 「意見の概要及びそれに対する考え方」(令和7年10月1日公正取引委員会)(232p)
⇒ 「考え方」
4. 「中小受託取引適正化法テキスト」(令和7年11月公正取引委員会・中小企業庁)(310p)
⇒ 「テキスト」





目 次

1. 中小受託取引適正化法の改正事項

2. 未然防止に力点を置いた法の規定及び法運用

- 「発注内容等の明示義務」について、未然防止・コンプライアンスの観点から望まれる対応

3. 適用基準として従来の「資本金基準」に「従業員基準」を追加

- 「考え方」において示された法解釈・運用のポイント
- 「従業員基準」について、未然防止・コンプライアンスの観点から望まれる対応

4. 適用対象取引に「特定運送委託」を追加

- 「考え方」において示された法解釈・運用のポイント
- 「特定運送委託」について、未然防止・コンプライアンスの観点から望まれる対応

5. 禁止行為として「協議に応じない一方的な代金決定」を追加

- 「考え方」等において示された法解釈・運用のポイント
- 「協議に応じない一方的な代金決定」について、未然防止・コンプライアンスの観点から望まれる対応

6. 代金の支払遅延の禁止として「手形払い等の禁止」を追加

- 「考え方」において示された法解釈・運用のポイント
- 「手形払い等の禁止」について、未然防止・コンプライアンスの観点から望まれる対応

補足1 自ら用いる役務の委託は取適法上の役務提供委託に該当しないこと

補足2 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の未然防止機能



1. 中小受託取引適正化法の改正事項



改正事項

法律の題名・用語の変更

下請代金支払遅延等防止法

下請代金

親事業者

下請事業者

製造委託等に係る中小受託事業者に対する
代金の支払の遅延等の防止に関する法律

製造委託等代金

委託事業者

中小受託事業者

適用対象の拡大

- 適用基準に「従業員基準」を追加

従来の資本金基準に加え、従業員基準（300人、100人）が追加され、規制及び保護の対象が拡充されます

- 対象取引に「特定運送委託」を追加

適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます

禁止行為の追加

- 「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止

代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わないことなど、一方的な代金決定が禁止されます

- 「手形払」等を禁止

手形払が禁止されるとともに、その他の支払手段（電子記録債権等）についても、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されます

面的執行の強化

- 事業所管省庁に指導・助言権限を付与

事業所管省庁において、指導及び助言ができるようになるほか、報復措置の禁止に係る情報提供先にも事業所管省庁が追加されます

その他

- 製造委託の対象物品に金型以外の型等が追加されます
- 書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法による方法とすることが可能になります



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

1. 中小受託取引適正化法の改正事項（続）

適用対象取引

①取引の内容と②資本金基準又は従業員基準から定めています

対象取引

=

取引の内容

+

資本金/従業員基準

(いずれかの基準に該当すれば適用対象)

- 「製造委託」「修理委託」「特定運送委託」
- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」 (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に限る)

委託事業者	資本金 3 億円超	→	中小受託事業者	資本金 3 億円以下
	資本金 1 千万円超 3 億円以下			資本金 1 千万円以下
	従業員 300 人超			従業員 300 人以下

- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」 (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く)

委託事業者	資本金 5 千万円超	→	中小受託事業者	資本金 5 千万円以下
	資本金 1 千万円超 5 千万円以下			資本金 1 千万円以下
	従業員 100 人超			従業員 100 人以下

特定運送委託

改正により追加!

事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品(例:作成を請け負ったデザインに基づいて製造されたペットボトル)について、その取引の相手方(当該相手方が指定する者を含む。)に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者委託することをいいます。



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

1. 中小受託取引適正化法の改正事項（続）

義務・禁止事項

委託事業者には、**4つの義務と11の遵守事項**が課されています

義務項目	具体的な内容
① 発注内容等を明示する義務	発注に当たって、発注内容（給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法）等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示すること
② 書類等を作成・保存する義務	取引が完了した場合、給付内容、代金の額など、取引に関する記録を書類又は電磁的記録として作成し、2年間保存すること
③ 支払期日を定める義務	検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定めること
④ 遅延利息を支払う義務	支払遅延や減額等を行った場合、遅延した日数や減じた額に応じ、遅延利息（年率14.6%）を支払うこと

禁止項目	具体的な内容
① 受領拒否	中小受託事業者には責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否すること
② 支払遅延	支払期日までに代金を支払わないこと（支払手段として手形払等を用いること）
③ 減額	中小受託事業者には責任がないのに、発注時に決定した代金を発注後に減額すること
④ 返品	中小受託事業者には責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品すること
⑤ 買ったたき	発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ著しく低い代金を不当に定めること
⑥ 購入・利用強制	正当な理由がないのに、指定する物品や役務を強制して購入、利用させること
⑦ 報復措置	公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁に違反行為を知らせたことを理由に、中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など不利益な取り扱いをすること
⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済	有償支給する原材料等で中小委託事業者が物品の製造等を行っている場合に、代金の支払日より早く原材料等の対価を支払わせること
⑨ 不当な経済上の利益の提供要請	自己のために、中小受託事業者に金銭や役務等を不当に提供させること
⑩ 不当な給付内容の変更、やり直し	中小受託事業者には責任がないのに、発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、無償でやり直しや追加作業をさせること
⑪ 協議に応じない一方的な代金決定	中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

2. 未然防止に力点を置いた法の規定及び法運用

規定が設けられたねらい（「運用基準」及び「テキスト」より）

ア. 発注内容等の明示義務（第4条） ※ 「4条明示」という（旧法における「3条書面」に相当）。

第4条 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、中小受託事業者の給付の内容、製造委託等代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を、書面又は電磁的方法（・・・）により中小受託事業者に対し明示しなければならない。

- 受託取引において口頭による発注は、発注時の取引条件等が不明確でトラブルが生じやすく、トラブルが生じた場合、中小受託事業者が不利益を受けることが多いことから、発注の都度、委託事業者から発注時の取引条件等を中小受託事業者に明示させることによって、受託取引に係るトラブルを未然に防止するため。

イ. 書類等の作成・保存義務（第7条） ※ 「7条記録」という。

第7条 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、・・・規則（記録規則）で定めるところにより、具体的な記録事項について明確に記載し又は記録した書類又は電磁的記録を作成し、これを2年間保存しなければならない。

- 委託事業者が、受託取引の内容について記載した書類又は記録した電磁的記録を作成し保存することによって、受託取引に係るトラブルを未然に防止するとともに、行政機関の検査の迅速さ、正確さを確保するため。

● 第4条、第7条違反に対する罰則：第14条

⇒ 50万円以下の罰金。ただし、勧告の対象とはならない。

（参考）フリーランス法においては、3条の明示義務違反に対し、「書面の交付をすべきこと」等の勧告が可能（8条）。なお、正当な理由がなく、勧告に係る措置をとらなかったときは、命令が出される（9条）。

命令に違反したときには、50万円以下の罰金（第24条）。



2. 未然防止に力点を置いた法の規定及び法運用(続)

違反行為の未然防止が重要であることに鑑み、法運用に当たっては、特に次のような点に留意
(「運用基準」及び「テキスト」より)

(1) 発注時に中小受託事業者との間で取り決めた取引条件及び支払条件を、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、順守しないことによって起こる違反行為(受領拒否、支払い遅延、代金の減額、返品、不当な給付内容の変更及び不当なやり直し等)の未然防止の観点から、発注時の取引条件等を明確にする事項の明示(「4条明示」)を徹底させることとする。

(2) 代金の決定に当たって中小受託事業者と十分協議を尽くさないこと、あるいは中小受託事業者
者に物の購入・役務の利用の要請や経済上の利益の提供の要請をすること等によって起こることが多い違反行為(買いたたき、購入・利用強制及び経済上の利益提供要請等)の未然防止の観点から、委託事業者に対し、代金の決定、物の購入・役務の利用の要請や経済上の利益の提供要請をする際に配慮すべき事項についても指導する。

(3) 違反行為の未然防止のため、委託事業者に対し、経営責任者を中心とする遵法管理体制を確立するとともに、遵法マニュアル等を作成し、これを購買・外注担当者をはじめ事業者内部に周知徹底するよう指導する。



○「発注内容等の明示義務」について、未然防止・コンプライアンスの観点から望まれる対応（「運用基準」及び「テキスト」より。以下同じ。）

ア．電子メール等を送信する方法は、中小受託事業者の使用に係る電子計算機により当該電子メール等が受信されるなど、中小受託事業者がその使用に係る電子計算機により「4条明示」の内容を確認し得る状態にする必要がある。その際には、明示された内容を中小受託事業者が一括で確認できるようにする等、中小受託事業者が明示された内容を分かりやすく認識できる方法によることが望ましい。

イ．「4条明示」する「給付の内容」は、委託事業者として中小受託事業者に対し、やり直し等を求める根拠となるものでもあるので、必要な限り明確化することが望ましい。

また、取引の過程で、「4条明示」されている給付の内容を変更し又は明確化した場合には、委託事業者は、委託内容が明確でないことに起因する本法違反を未然に防止するため、これらの内容を中小受託事業者に明示する必要がある。

ウ．委託事業者においては、年に1回、社内の購買・外注担当者に対し、共通事項（「4条明示」事項のうち一定期間共通である事項（例：支払方法、検査期間等））の内容について周知徹底を図ることが望ましい。

エ．中小受託事業者は、電子メール等を送信する方法により「4条明示」を受けた内容について、トラブル防止の観点から、その内容を自らの使用に係る電子計算機に備えられたファイル等に記録し、保存することが望ましい。

3. 適用基準として従来の「資本金基準」に「従業員基準」を追加

- ・ 物品の製造委託・修理委託・特定運送委託
- ・ 情報成果物作成委託（プログラムの作成に限る。）
- ・ 役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に限る。）



- ・ 情報成果物作成委託（プログラムの作成を除く。）
- ・ 役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く。）



● 「考え方」において示された法解釈・運用のポイント

ア. 従業員基準である「常時使用する従業員の数」は、継続取引の場合を含め、個々の製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断される。

製造委託等をした時点において「常時使用する従業員の数」が従業員基準を満たしていない場合には、その後に従業員基準を満たす状況となっても、当該製造委託等については、本法は適用されない。

● 「考え方」において示された法解釈・運用のポイント(続)

イ. 「常時使用する従業員の数」は、当該事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第108条及び第109条）又は労働者名簿（労働基準法第107条等）の数によって算定される。

具体的には、「正社員」、「契約社員・委嘱社員」、「パートタイマー・アルバイト」、「1ヶ月を超えて引き続き使用される日雇い労働者」が該当し、派遣元が使用者となる「派遣社員」は含まれない。

ウ. 製造委託等をする事業者において、取引の相手方が「常時使用する従業員の数」を確認する義務はない。従業員基準該当性を確認する必要がある場合であっても、取引の相手方の賃金台帳の閲覧や写しの取得は必須ではない。

また、製造委託等を受ける事業者においても、「常時使用する従業員の数」を説明する義務はない。

エ. 受託事業者から「常時使用する従業員の数」について事実と異なる回答を得たことにより、委託事業者が、当該製造委託等について本法の適用がないものと誤認し、本法に違反することとなった場合、本法違反行為については是正する必要があるため、必要に応じて、指導及び助言を行うことはあるが、直ちに、勧告を行うものではない。



○「従業員基準」について、未然防止・コンプライアンスの観点から望まれる対応

ア．中小受託事業者該当しないことが判別できない場合、本法に準拠して対応することが望まれる。

イ．取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別するため、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認する必要がある場合には、

① 発注における見積依頼書に「従業員数が300人を超える場合は、以下のボックスにチェックを入れて御返送ください」等と記載することにより、見積書返送時に従業員基準の該当性を確認する

② 相手方から提出してもらう見積書の備考欄に「従業員数は300人を超えていない」等の記載をしてもらうなどの方法が考えられる。なお、確認方法としては、書面又は電子メール等の電磁的方法などの記録に残る方法が望ましい。

ウ．発注者は、特に「常時使用する従業員の数」の変動の多い受注者や「常時使用する従業員の数」が従業員基準付近の受注者に製造委託等をするに当たっては、「常時使用する従業員の数」を確認するために積極的にコミュニケーションを取ることが望ましい。

また、製造委託等を受ける事業者においては、製造委託等をする事業者からの「常時使用する従業員の数」の確認に適切に対応することが望まれる。



4. 適用対象取引に「特定運送委託」を追加

改正法

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



第2条第5項「この法律で「特定運送委託」とは、事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託することをいう。」

(注1) 主たる事業として運送業を営んでいない事業者であっても、特定運送委託の中小受託事業者になり得る。

(注2) 自己使用運送役務の委託は取適法の対象とならない。

特定運送委託【類型1】

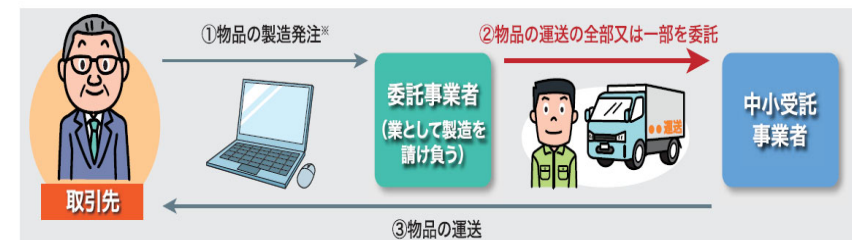
物品の販売を行っている事業者が、その物品の販売先(当該販売先が指定する者を含む。)に対する運送の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合。



例 家具小売業者が、取引先に対し、販売する家具を引き渡す際に、その家具の運送を他の事業者へ委託する場合。

特定運送委託【類型2】

物品の製造を請け負っている事業者が、その物品の製造の発注者(当該発注者が指定する者を含む。)に対する運送の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合。



※この製造発注は取適法の適用対象取引に限られません。

例 精密機器メーカーが、機械器具メーカーから製造を請け負い完成させた精密機器を引き渡す際に、その精密機器の運送を他の事業者へ委託する場合。

● 「考え方」において示された法解釈・運用のポイント

ア. 荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等の附帯業務及び荷役作業や車両移動時の立会いのための労務は「運送」に含まれない。あらかじめ合意があってもそれらを中小受託事業者に行わせることは、不当な経済上の利益提供要請に当たる。なお、「運送」と一体的に行われる養生作業、固縛、シート掛け等は、委託事業者から特別の指示を受けて行うものを除いて、通常は「運送」に含まれる。

イ. 特定運送委託の「取引の相手方」が海外法人である場合や、貨物の発送地又は到着地が国外である場合であっても、特定運送委託が日本国内で行われた取引であれば、本法が適用される。

ウ. 特定運送委託をした委託事業者が、事前にその条件を明確にせず、又は中小受託事業者の負担を上回る直接の利益がないにもかかわらず、輸入通関業務において発生する関税・消費税の支払を中小受託事業者を立て替えさせることは、不当な経済上の利益の提供要請に該当する。

エ. 委託事業者が販売した製品を「取引の相手方」に引き渡す場合に、その製品の運送を他の事業者に委託することは、運送中の製品の所有権の帰属にかかわらず、特定送委託に該当する。



● 「考え方」において示された法解釈・運用のポイント(続)

オ. 特定運送委託の「取引の相手方」には発注事業者と親子会社や兄弟会社の関係にある法人も含まれるが、実質的に同一会社内での取引とみられる場合は、運用上問題としない。

カ. 物品の製造等の発注事業者が、受注事業者に対して、自己に対する給付に必要な半製品、部品、付属品又は原材料を自己から購入させる場合(有償原材料支給)、当該受注事業者は、通常、「取引の相手方」に該当し、当該有償支給原材料等を受注事業者に対して運送する行為の委託は、特定運送委託に該当する。

キ. 通常「取引の相手方」に対する運送といえず、特定運送委託に該当しない運送

- ① 事業者が購入した物品又は自社で使用・消費する物品の自社の拠点までの運送
- ② 無償サンプル品、DM、連絡文書等、顧客に交付する必要がある取引関係書類のみの運送
- ③ 物品の製造等の発注事業者が、原材料等の支給品を受注事業者が無償で提供する運送
- ④ 産業廃棄物の処理のための運送
- ⑤ レンタル商品、リース商品の顧客事業所への輸送



● 「考え方」において示された法解釈・運用のポイント(続)

⑥ 事業者が業として行う販売又は業として請け負う製造の目的物たる物品の半製品等で、当該販売等の取引の目的物に該当しないものの運送(委託先間の中間成果物の運送等)

⑦ 贈与に係る物品(中元、歳暮、プレゼントキャンペーン等)の受贈者に対する運送

ただし、特定運送委託となる「取引の相手方」に対する運送と、贈与に係る物品の受贈者に対する運送を一体不可分の取引として発注した場合(有償の商品に添付して景品を提供する等)には、一体として本法の対象となる。

⑧ 自社の工場から自社の物流センターまでの運送のような同一法人の拠点間の運送(社内物流)

ただし、特定の「取引の相手方」向けに仕分けられた販売等の目的物を当該「取引の相手方」に対して運送する際に、自社の拠点をその運送の「経路の一部」として利用する場合には、自社の拠点間の運送であっても、取引の相手方に対する運送の「経路の一部」の運送といえるので、特定運送委託に該当する。

⑨ 業として請け負う修理対象物品の「修理取引の相手方」から自己に対する運送又は商品販売の際の古い商品の下取りのための運送

ただし、発注事業者が受注事業者に対し、「取引の相手方」に対する運送(特定運送委託となる運送)と「取引の相手方」から自己に対する運送(特定運送委託とならない運送)を、一体不可分の取引として発注した場合には、一体として本法の対象となる。



○「特定運送委託」について、未然防止・コンプライアンスの観点から望まれる対応

ア．委託事業者が、中小受託事業者に、運送の役務以外の役務を提供させることが不当な経済上の利益の提供要請として本法上問題となることがある。

そのため、運送の役務以外の役務も提供させる場合には、その役務の内容及びその対価等の条件（中小受託事業者にとって当該役務の提供により実際に生じる利益が不利益を上回るものでなければならぬ。）についてあらかじめ明確にして、中小受託事業者との間で十分協議した上で決定し、その具体的な内容についても発注時点で明示しておくことが必要。

イ．着荷主側の要請により中小受託事業者が当初の委託内容にはない荷役又は荷待ちを余儀なくされた場合であっても、取引の実態に照らして、委託事業者が経済上の利益を「提供させ」、又は給付の内容を「変更させ」たといえる場合には、本法上問題となることがある。

そのため、委託事業者は、中小受託事業者との間で、着荷主が当該中小受託事業者に対して荷役等の要請をした場合に、当該中小受託事業者が提供すべき役務があるときは、その内容及び対価等の条件についてあらかじめ明確にして、中小受託事業者との間で十分協議した上で決定し、その具体的な内容及び対価等の条件について発注時点で明示しておくことが必要（対価については算定方法による明示も可能）。



5. 禁止行為として「協議に応じない一方的な代金決定」を追加

(委託事業者の順守事項) 第5条第2項

委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為(・・)をすることによって中小受託事業者の利益を不当に害してはならない⑤。

第4号「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合①において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず②、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず③、一方的に製造委託等代金の額を決定④すること。」

● 「考え方」等において示された法解釈・運用のポイント

ア. ①「費用の変動その他の事情が生じた場合」とは、中小受託事業者の給付に関し、代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合をいい、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の高騰による中小受託事業者の給付に要する費用の変動のほか、従来の納期の短縮、納入頻度の増加や発注数量の減少等による取引条件の変更、需給状況の変化、委託事業者から従前の代金の引下げを求められた場合などの事情が含まれる。

このような場合には、委託事業者は、中小受託事業者の求めに応じ、協議を適切に行わなければならない。



● 「考え方」等において示された法解釈・運用のポイント(続)

イ. ②「協議を求めた」とは、書面か口頭かを問わず、明示的に協議を求める場合のほか、協議を希望する意図が客観的に認められるような場合を含む。例えば、中小受託事業者が従来の単価を引き上げて計算した見積書等を提示した場合などが想定される。

ウ. ③「当該協議に応じず」とは、中小受託事業者からの協議の求めを明示的に拒む場合のほか、例えば、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合をいう。

エ. ③「必要な説明若しくは情報の提供をせず」とは、中小受託事業者が求めた特定の事項について、その自由な意思により代金の額を決定するために必要な説明又は根拠となる情報の提供をしないことをいう。



● 「考え方」等において示された法解釈・運用のポイント(続)

オ. 中小受託事業者の求めた事項が、代金の額に関する協議との関連性を欠く場合、委託事業者の営業秘密の開示を求めるものである場合、委託事業者により説明が尽くされているのに中小受託事業者から同じ質問が反復される場合には、当該事項に応じなくとも、③「必要な説明若しくは情報の提供をせず」とはいえない。

カ. ④「協議に応じない一方的な代金決定」の禁止は、代金決定に係るプロセスを問題とするもので、その該当性は実質的な協議が行われているか否かにより判断される。例えば、

- (ア) 協議を求めを拒否し、無視し、又は回答を引き延ばす等により、協議に応じない
- (イ) 合理的な範囲を超えて詳細な情報の提示を要請し、当該情報の提示を協議に応じる条件とする
- (ウ) 具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、中小受託事業者の申し入れた引上げ額の一部を拒み、又は従前の代金の額を提示する
- (エ) 委託事業者が代金の額の引下げを要請する場合において、中小受託事業者がその説明を求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、引下げをした額を提示する、等により代金の額が決定された場合が該当する。



● 「考え方」等において示された法解釈・運用のポイント(続)

キ. ④「協議に応じない一方的な代金決定」は、②「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めた」ことが要件であり、委託事業者からの協議の呼びかけに対し、中小受託事業者から応答がない場合については、本号には該当しない。

ク. ④「協議に応じない一方的な代金決定」は、定められた製造委託等代金の額の多寡を問わず、本法上問題となり得る。このため

(ア)委託事業者が大幅と思われる額を従前の代金に上乗せし、製造委託等代金の額を一方的に定める

(イ)コスト上昇分を踏まえて従前の代金を引き上げるものであっても、中小受託事業者の申し入れた引上げ額を下回る製造委託等代金の額を一方的に定める

ような場合には、④「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」に該当し、本法上問題となる。

ケ. 委託事業者が中小受託事業者に対し、取引を減らしたり打ち切ったりすることを示唆した上で一方的に製造委託等代金の額を決定するような場合には、本号に該当し得る。



● 「考え方」等において示された法解釈・運用のポイント(続)

コ. コスト上昇局面などにおいて、委託事業者が中小受託事業者に対して一方的に設定した価格を押し付けるような行為については、事案に応じ、「協議に応じない一方的な代金決定の禁止」と「買いたたきの禁止」のいずれの規定についても、適用される可能性がある。

サ. 多数の中小受託事業者に対し類似の取引を委託する委託事業者が、個別協議を実施せず一律にコスト上昇分に十分見合うよう従前の代金からの引上げを決定し、当該中小受託事業者の申し入れた引上げ額を上回る代金の額が定められた場合などは、一方的な代金決定に当たるとしても、
⑤「中小受託事業者の利益を不当に害する」ものであるとはいえず、本号に該当しない。

シ. 委託事業者が中小受託事業者との間で十分に協議を行ったものの、合意に至らず別の事業者と取引を行うことは直ちに本法に違反するものではなく、また、優越的地位の濫用に該当するものではない。



○「協議に応じない一方的な代金決定」について、未然防止・コンプライアンスの観点から望まれる対応

ア. 中小受託事業者は、委託事業者に協議を求める際には、当事者間の認識に齟齬を生じることのないよう、書面、電子メール等の形に残る方法で行い、その記録を作成・保存しておくことが望ましい。

また、委託事業者においても、中小受託事業者から求められた事項について必要な説明若しくは情報の提供をする際には、協議経過を議事録に残すなど、記録化しておくことが望ましい。

イ. 「合理的な範囲を超えて詳細な情報の提示を要請」に当たらないために、委託事業者としては、どのような資料であれば負担なく提出できるかについて、中小受託事業者と丁寧にコミュニケーションを取りながら協議することが望ましい。

ウ. 最終的な製造委託等代金の額は委託事業者と中小受託事業者との協議により定められるものであるが、中小受託事業者からの要請額を受け入れられない場合には、その理由や考え方の根拠を十分に説明することが必要となる（その結果、中小受託事業者が、その自由な意思により、当初の要請額以下の代金の額を受け入れたと認められる場合には、本法上の問題とならない。）。（括弧内講師）

エ. 「労務費転嫁指針」記載の全ての行動を適切に採っている場合には、取引条件の設定に当たり

取引当事者間で十分に協議が行われたものと考えられ、通常独禁法及び本法上の問題は生じない。



6. 代金の支払遅延の禁止として「手形払い等の禁止」を追加

第5条第1項「委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為(・・)をしてはならない。

二 製造委託等代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと(当該製造委託等代金の支払について、手形を交付すること並びに金銭及び手形以外の支払手段であつて当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することを含む。)

(「運用基準」第4の2)

- ・ 委託事業者は、委託事業者が中小受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、受領日から起算して60日以内に定めた支払期日までに代金を全額支払わないと本法違反となる。
- ・ 「手形を交付すること」並びに「金銭及び手形以外の支払手段であつて当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用すること」は、「なお支払わないこと」に該当し、本法違反となる。
- ・ 支払遅延が生じた場合、委託事業者は中小受託事業者に対し、受領後60日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に年率14.6%を乗じて得た額を遅延利息として支払う義務がある。

● この規定が設けられたねらい

支払期日までに、納入した物品、情報成果物又は提供した役務の代金の支払について、代金の満額に相当する現金を確実に受領しているようにすること。

これによって、中小受託事業者の資金繰りがつかず、その経営の安定が損なわれることを防止する。



● 「考え方」において示された法解釈・運用のポイント

ア. 一括決済方式又は電子記録債権であって、「中小受託事業者が当該支払手段の決済に伴い生じる受取手数料等を負担する必要があるもの」を用いた場合は支払遅延に該当する。

イ. 一括決済方式又は電子記録債権について、委託事業者が支払期日における割引料等を負担することとする場合であって、

(ア) 「支払期日に金銭を受領するために、中小受託事業者において割引を受ける等の行為を要するとき」は、「支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの」として取り扱われる。

(イ) 支払期日に、中小受託事業が割引を受ける等の行為を要せず、代金の満額に相当する現金を受領した状態となることが確保されているときは、支払遅延に該当しない。

ウ. 一括決済方式又は電子記録債権であって「満期日・決済日等が製造委託等代金の支払期日以前に到来するもの」を用いた場合は、「支払期日に金銭を受領するために、中小受託事業者において割引を受ける等の行為を要するとき」に当たらないため、支払遅延に該当しない。



● 「考え方」において示された法解釈・運用のポイント(続)

エ．銀行振込は、支払期日に製造委託等代金の満額に相当する現金を受領した状態となるために中小受託事業者の能動的な行為を要しないことから、手形払等とは異なり、現金による支払と同様に取り扱われる。

オ．銀行振込手数料については、取引上の立場が弱い中小受託事業者は、委託事業者との間で対等な交渉を行うことが困難であり、意思に反しその負担を押し付けられる蓋然性が高いことから、書面等による合意の有無にかかわらず、中小受託事業者に負担させることは、減額に該当する。

○「手形払い等の禁止」について、未然防止・コンプライアンスの観点から望まれる対応

○ 支払手段の決済に伴い中小受託事業者が受取手数料等を一時的に負担することとなる場合には、あらかじめ書面による合意(当該合意の内容を記録した電磁的記録の作成を含む。)の上、委託事業者が、中小受託事業者に対し、支払期日より前に別途受取手数料等相当額の金銭を支払うなどにより、中小受託事業者が支払期日に代金の満額に相当する現金を確実に受領した状態となるようにすれば、支払遅延に該当しない。なお、その旨について、第7条の書類等の作成・保存をする必要がある。



補足1 自ら用いる役務の委託は取適法上の役務提供委託に該当しないこと

役務提供委託の定義（第2条第4項）

「この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。」

※「（業として行う）提供の目的たる役務」とは、事業者が他者に提供する役務のことであり、事業者が自ら用いる役務は含まれない（自ら用いる役務について他の事業者に委託することは、本法上の「役務提供委託」には該当しない。）。

（役務提供委託に該当する例）

- 貨物利用運送事業者が、請け負った貨物運送のうちの一部を他の運送事業者に委託すること。
- 貨物自動車運送業者が、貨物運送に併せて請け負った梱包を梱包業者に委託すること。
- 内航運送業者が、請け負う貨物運送に必要な船舶の運航を他の内航運送業者又は船舶貸渡業者に委託すること。
- ビルメンテナンス業者が、請け負うメンテナンスの一部たるビルの清掃を清掃業者に委託すること。
- 広告会社が、広告主から請け負った商品の総合的な販売促進業務の一部の行為である商品の店頭配布をイベント会社に委託すること。
- マンション管理会社が、マンション管理組合から請け負うマンション管理業務の一部たるビルメンテナンス業務をビルメンテナンス業者に委託すること。
- 元請建設工事業者が、発注者から請け負う建設工事一式に含まれる警備業務を警備会社に委託すること。
- ソフトウェアを販売する事業者が、当該ソフトウェアの顧客サポートサービスを他の事業者に委託すること。

（自ら用いる役務の委託に該当し、役務提供委託に該当しない例）

- ホテル業者が、ベッドメイキングをリネンサプライ業者に委託すること。
- 工作機械メーカーが、自社工場の清掃作業の一部を清掃業者に委託すること。
- カルチャーセンターを営む事業者が、開催する教養講座の講義を個人事業者である講師に委託すること。
- プロダクションが、自社で主催するコンサートの歌唱を個人事業者である歌手に委託すること。

（注）フリーランス法では、発注事業者が自ら用いる役務の提供をフリーランスに委託することも法の適用対象となる。

第2条第3項

「この法律において「業務委託」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造（加工を含む。）又は情報成果物の作成を委託すること。
- 二 事業者がその事業のために他の事業者に役務の提供を委託すること（他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。）。」

（注）この「役務」には物品を修理することも含む。



補足1(参考) 製造委託、修理委託及び情報成果物作成委託については、自ら用いる場合についても取適法上の対象となり得ること

製造委託の定義(第2条第1項)

「この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造(加工を含む。以下同じ。)の目的たる物品・・・の製造を他の事業者に出すこと及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品・・・の製造を他の事業者に出すことをいう。」

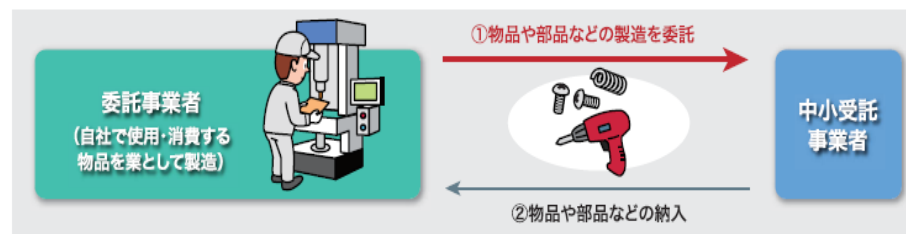
※ 事業者が、自家使用又は自家消費する物品等の製造を反復継続的に行っており、社会通念上、事業の遂行とみることができる場合に、その製造を他の事業者に出すこと。なお、他の事業者に出している物品等を製造していない場合は、「その使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合」に該当しない。

(注)修理委託についても同様。

製造委託【類型4】

自社で使用・消費する物品を自社で製造している事業者が、その物品、部品、専らそれらの製造に用いる金型、木型、治具などの製造を他の事業者に出す場合。

改正により追加!



例 自社工場で使用する工具を自社で製造している工作機械メーカーが、一部の工具の製造を他の工作機械メーカーに委託する場合。

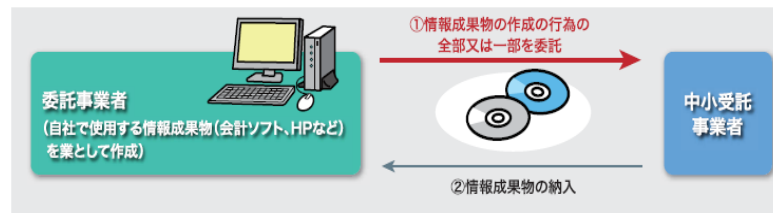
情報成果物作成委託の定義(第2条第3項)

「この法律で「情報成果物作成委託」とは、事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に出すこと及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に出すことをいう。」

※ 事業者が、自家使用する情報成果物の作成を反復継続的に行っており、社会通念上、事業の遂行とみることができる場合に、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に出すこと。なお、社内にシステム部門があったり、システム開発に詳しい従業員がいたとしても、他の事業者に出作成を委託しているソフトウェアと同種のソフトウェアを作成していない場合は、「その使用する情報成果物の作成を業として行う場合」に該当しない。

情報成果物作成委託【類型3】

自社で使用する情報成果物を自社で作成している事業者が、その作成の行為の全部又は一部を他の事業者に出す場合。



例 家電メーカーが、内部システム部門で作成する自社用経理ソフトの作成の一部をソフトウェアメーカーに委託する場合。

補足2 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の未然防止機能

3 本指針の性格（抄）

発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び中小受託取引適正化法に基づき厳正に対処していく。

他方で、12の採るべきの行動／求められる行動の全てを適切に採っている場合には、取引条件の設定に当たり、取引当事者間で十分に協議が行われたものと考えられ、通常は独占禁止法及び中小受託取引適正化法上の問題は生じないと考えられることから、独占禁止法及び中小受託取引適正化法違反行為の未然防止の観点からも、同行動に沿った積極的な対応が求められる。

※令和7年12月15日公表の、「令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」においては、取り組まないことが独禁法及び取適法違反の要件に直接結び付く発注者としての行動指針②、③、⑤のうち、いずれか一つでも行動指針に沿った行動を採らなかった発注者9,747名に対し、優越的地位の濫用の未然防止及び労務費の転嫁円滑化の観点から、注意喚起文書が送付された。

★発注者として採るべき行動／求められる行動

- ①経営トップの関与
- ②定期的な協議の実施
- ③説明・資料を求める場合は公表資料とすること
- ④サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- ⑤要請があれば協議のテーブルにつくこと
- ⑥必要に応じ考え方を提案すること

★受注者として採るべき行動／求められる行動

- ⑦相談窓口の活用
- ⑧根拠とする資料
- ⑨値上げ要請のタイミング
- ⑩発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

★発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

- ⑪定期的なコミュニケーション
- ⑫交渉記録の作成、交渉記録の双方での保管





ご清聴ありがとうございました

桃尾・松尾・難波法律事務所
アドバイザー(独占禁止法プラクティスグループ)
南部 利之

〒102-0083
東京都千代田区麹町4丁目1番地
麹町ダイヤモンドビル
電 話 03-3288-2080
ファクシミリ 03-3288-2081



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

桃尾・松尾・難波法律事務所 独占禁止法プラクティスグループ

独占禁止法、取適法、フリーランス法、スマホソフトウェア競争促進法、景表法等に関する以下の各種業務を取り扱っております。

- ・ 国内外の違反被疑事実に関する社内調査対応、当局による違反事件調査対応
- ・ 独禁法関連訴訟(クラスアクション、差止訴訟、損害賠償請求訴訟等)
- ・ 企業結合規制手続対応
- ・ M&A・業務提携等に関する分析検討
- ・ 契約審査(流通戦略、知財戦略等に基づく取引先との契約交渉、契約締結・履行等に際しての分析検討、取適法・フリーランス法に則した審査等)
- ・ 広告審査
- ・ 他事業者による違反事案対応(公正取引委員会に対する申告、通告・民事提訴)
- ・ 他事業者からの違反通告事案対応
- ・ 有事対応に関する事後検証(再発防止策、役員責任等)
- ・ コンプライアンス体制・内部統制システム整備
- ・ 適時開示対応



向 宣明

MUKAI, Nobuaki
Partner

国内外のカルテル事案や流通戦略に基づく取引行為・その他事業活動に対する独占禁止法違反（行政・刑事）の嫌疑の調査／国内外の事業提携や企業結合審査案件／第三者委員会の委員就任など、有事対応への事後検証や再発防止体制の立案策定／同法違反に起因する民事責任を巡る係争対応 等。
2016年2月～17年3月：公正取引委員会「独占禁止法研究会」会員（裁量型課徴金制度を含む課徴金制度の在り方について）。／19年7月～競争法フォーラム常務理事・事務局長／25年5月～日本弁護士連合会司法制度調査会・商事経済部会会長



高石 直樹

TAKAISHI, Naoki
Partner

民間企業（生命保険会社）勤務後、2004年裁判官に任官し2016年に退官。この間、地方・家庭裁判所で民事・行政事件を中心として家事・刑事事件も担当した。裁判官時代には事件部以外に民間企業長期研修（大手流通系企業法務部に在籍）、最高裁判所司法研修所（裁判官研修担当）での勤務や米国ミシガン州の裁判所で在外研究も行う。
2016年の弁護士登録後は、専門的・複雑困難な訴訟・紛争の解決（商事取引・独占禁止法関連・金融保険・不動産等）を得意分野としつつ、労働・独占禁止法関連・コンプライアンス・危機管理・不正調査等に関しても数多くの経験を有している。日本弁護士連合会・裁判迅速化法問題対策委員会委員、第一東京弁護士会民事訴訟問題等特別委員会委員、東京地方裁判所・東京三会・民事訴訟の運営に関する懇談会メンバー



森口 倫

MORIGUCHI, Rin
Partner

弁護士登録以来、談合・カルテル事件について、リニエンシー・取消訴訟等を常に手掛けるほか、企業結合・事業提携に関する業務も取り扱う。談合・カルテル等の企業不祥事を含む事件処理や役員責任に関する相談も数多く経験している。金融庁への出向経験を有しており、企業開示や取引所関連の相談にも対応する。
2009年4月～10年9月：金融庁総務企画局市場課専門官
第一東京弁護士会総合法律研究所会計・監査制度研究部会副会長、同金融商品取引法研究部会副会長



杉本 亘雄

SUGIMOTO, Nobuo
Partner

弁護士登録以降、数多くの国内外の企業に対して、談合・カルテル調査、国内外の企業結合審査、流通・販売政策や業務提携、知的財産権のライセンスに関する助言等を行っている。プラントエンジニアリング、製薬、医療機器といった取引分野に精通し、コーポレートガバナンスや人事政策に関する相談にも常時対応している。国内金融機関法務部や公共設備エンジニアリング企業法務部への出向経験も有する。



小林 崇

KOBAYASHI, Takashi
Partner

98年4月～05年3月ソニー株式会社勤務（法務部、知的財産渉外部他）
競争法フォーラム会員、第一東京弁護士会総合法律研究所独禁法研究部会員、同知的財産法部会員
国内外の数多くのカルテル・談合事案に携わり、主にリニエンシーを含む当局対応や民事賠償対応を手掛ける。クロスボーダーの企業結合や不公正な取引方法に関する案件の他、景表法、取適法等に関する案件についても日常的にアドバイスをを行っている。



南部 利之

NAMBU, Toshiyuki
Advisor

82年4月公正取引委員会事務局入局／19年7月審査局長を最後に公正取引委員会事務局退官の後、同年12月桃尾・松尾・難波法律事務所入所／04年4月～07年6月官房国際課長として、また11年8月～16年6月官房審議官（国際担当）として海外競争当局等とのバイ・マルチの業務を統括／11年1月～8月審査局犯則審査部長として犯則事件を統括／02年7月～2004年4月取引部消費者取引課長として景品表示法行政を担当



田中 翔

TANAKA, Sho
Partner

競争法フォーラム事務局幹事
国内外のカルテル・談合に関するリニエンシー申請、民事賠償対応等に携わる。デジタル・プラットフォーム分野を含む独禁法に関する相談や、景表法・取適法に関する相談にも日常的に対応している。
。刑事専門事務所に在籍した経歴があり、経済事件を含む刑事事件に関する豊富な経験を有する。



石川 由佳子

ISHIKAWA, Yukako
Counsel

国内金融機関法務部、公共設備エンジニアリング事業者法務部、海外ファッションブランド事業者法務部への出向経験がある。第一東京弁護士会総合法律研究所独禁法研究部会員。
国内外カルテル事案のほか、契約法務に関連して、不公正な取引方法に関するアドバイスや取適法、景表法等に関する相談にも様々な対応している。



橘川 裕樹

KIKKAWA, Hiroki
Associate

競争法フォーラム会員
外資系法律事務所在籍時より、国内外の企業結合事案やカルテル・談合その他の独禁法違反事件対応に従事。米国においても米国独禁法違反刑事事件に対応した経験を有する。日常的に独禁法、取適法、景表法に関する助言を行っているほか、労働法案件を数多く手掛け、従業員による企業不祥事事案においても助言を行っている。



玉崎 駿

TAMAZAKI, Shun
Associate

競争法フォーラム会員
弁護士登録以降、カルテル・談合その他の独禁法違反事件並びに下請法事件対応に従事。独禁法、取適法、景表法に関する相談対応、助言を行うほか、訴訟案件を多く手掛けており、独禁法に関連する民事訴訟の経験も有する。



本セミナーやその他、弊事務所のサービスに対するご質問や、弊事務所に対して希望されるサービスやご意見等がございましたら、下記連絡先宛てにご連絡いただけますようお願い申し上げます。

弁護士向 宣明 mukai@mmn-law.gr.jp

弁護士石川由佳子 ishikawa@mmn-law.gr.jp

